

議案第35号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(設置)

第2条 略

2・3 略

4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

5 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				

(設置)

第2条 略

2・3 略

4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の3の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

6 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				

18 鳥取県 緑の産業 再生プロ ジェクト 基金	間伐等の 森林整備の 加速化と間 伐材等の森 林資源を 活用した 森林・木材 産業等の再 生を図り、 もって地球 温暖化防止 に向けた森 林吸収目標 の達成と木 材・木質バ イオマスを 活用した低 炭素社会の 実現に資す ること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
--------------------------------------	--	-------------------------	---	--

18 鳥取県 緑の産業 再生プロ ジェクト 基金	間伐等の 森林整備の 加速化と間 伐材等の森 林資源を 活用した 森林・木材 産業等の再 生を図り、 もって地球 温暖化防止 に向けた森 林吸収目標 の達成と木 材・木質バ イオマスを 活用した低 炭素社会の 実現に資す ること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
19 鳥取県 地域医療 再生基金	県内の医 療に係る課 題の解決を 図るため、 医療機能の	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財

<u>19</u>	略			
<u>20</u>	略			
<u>21</u>	略			
<u>22</u>	略			
<u>23</u>	略			
<u>24</u>	略			
<u>25</u>	略			
<u>26</u>	略			

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県介護保険	市町村の介護保険財	(1) 介護保険法第	一般会計歳入歳出予算	当該基金の設置目的

	強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。			源に充てる とき。
<u>20</u>	略			
<u>21</u>	略			
<u>22</u>	略			
<u>23</u>	略			
<u>24</u>	略			
<u>25</u>	略			
<u>26</u>	略			
<u>27</u>	略			

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県介護保険	市町村の介護保険財	(1) 介護保険法第	一般会計歳入歳出予算	当該基金の設置目的

財政安定
化基金

政の安定化
に資する事
業に必要な
費用に充て
ること。

147条第
5項及び
介護保険
の国庫負
担金の算
定等に関
する政令
(平成10
年政令第
413号)
第12条の
規定に基
づき、一
般会計歳
入歳出予
算に定め
る額
(2) 介護
保険の国
庫負担金
の算定等
に関する
政令第12
条第1項
第1号の

に計上して
当該基金に
積立て

を達成する
ために必要
な経費の財
源に充てる
とき。

財政安定
化基金

政の安定化
に資する事
業に必要な
費用に充て
ること。

147条第
5項及び
介護保険
の国庫負
担金の算
定等に関
する政令
(平成10
年政令第
413号)
第12条の
規定に基
づき、一
般会計歳
入歳出予
算に定め
る額
(2) 介護
保険の国
庫負担金
の算定等
に関する
政令第12
条第1項
第1号の

に計上して
当該基金に
積立て

を達成する
ために必要
な経費の財
源に充てる
とき。

条例で定める割合は、計画期間（介護保険法第147条第2項第1号に規定する計画期間をいう。）における同法第147条第7項に規定する収入の見込額の3分の1に相当する額を同令第12条第1項第1号に規定する都道府

条例で定める割合は、計画期間（介護保険法第147条第2項第1号に規定する計画期間をいう。）における同法第147条第7項に規定する収入の見込額の3分の1に相当する額を同令第12条第1項第1号に規定する都道府

県内標準
給付費等
総額で除
して得た
率とす
る。

県内標準
給付費等
総額で除
して得た
率とす
る。

<p>2 鳥取県 国民健康 保険広域 化等支援 基金</p>	<p>国民健康 保険事業の 運営の広域 化又は国民 健康保険の 財政の安定 化を推進す るための市 町村に対す る支援の方 針の作成、 当該方針に 定める施策 の実施その 他国民健康 保険事業の 運営の広域 化又は国民 健康保険の</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
--	---	----------------------------------	--	---

--	--	--	--	--

2 略

3 略

財政の安定
化に資する
事業に必要
な費用に充
てること。

3 略

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第1の改正規定 平成30年4月1日

(鳥取県国民健康保険広域化等支援基金の処分の特例)

2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金は、その原資となっている国から交付された補助金を国に返還するために必要な経費の財源に充てる等のため、これを処分することができる。

(鳥取県国民健康保険条例の一部改正)

3 鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の表を次のように改める。

改 正 後					改 正 前				
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p>					<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p>				
別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
3 鳥取県国民健康	国民健康保険の財政	鳥取県国民健康保険運	鳥取県国民健康保険運	当該基金の設置目的	3 鳥取県国民健康	国民健康保険の財政	一般会計歳入歳出予算	一般会計歳入歳出予算	当該基金の設置目的

<p>保険財政 安定化基 金</p>	<p>の安定化を 図ること。</p>	<p>営事業特別 会計歳入歳 出予算(鳥 取県特別会 計条例第2 条の規定に より設置さ れる鳥取県 国民健康保 険運営事業 特別会計に 係る歳入歳 出予算をい う。以下同 じ。)に定 める額</p>	<p>営事業特別 会計歳入歳 出予算に計 上して当該 基金に積立 て</p>	<p>を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
----------------------------	------------------------	--	--	--

<p>保険財政 安定化基 金</p>	<p>の安定化を 図ること。</p>	<p>に定める額</p>	<p>に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
----------------------------	------------------------	--------------	--------------------------------	--